

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たる日は、そ  
の翌日)

## 告 示

### 鳥取県告示第十六号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第六号の規定による指定地方公共機関として平成二年一月十日次のとおり指定した。

平成二年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### ◇ 告 示

#### 目 次

災害対策基本法による指定地方公共機関の指定（消防防  
災課）

生活保護法による医療機関の指定（社会課）

生活保護法による指定医療機関の廃止（〃）

飼料の試験の結果の概要（畜産課）

豚等の移入の禁止の解除（〃）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（六  
件）（農村整備課）

土地改良事業の認可（二件）（〃）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）

保安林の指定の解除（造林課）

基本測量の終了（管理課）

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

### ◇ 公 告

あん摩マッサージ指圧師試験等の実施（医務課）

### 鳥取県告示第十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

- 若桜鉄道株式会社
- 社団法人鳥取県トラック協会
- 株式会社山陰中央新報社
- 山陰中央テレビジョン放送株式会社
- 株式会社エフエム山陰
- 社団法人鳥取県医師会
- 社団法人鳥取県エルピーガス協会
- 鳥取県経済農業協同組合連合会

平成二年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療法人社団 立守歯科	医療法人社団 平本小児科医院	医療法人社団 立守歯科	医療法人社団 山整形外科医 院	医療法人社団 岸田内科医 院	堀内医院	医療法人社団 中医院	谷尾歯科医院	足立歯科医院	道歯科医院	医療法人社団 山齒科医院	よしだ歯科ク リニック	医療法人社団 辻齒科医院
境港市明治町八	倉吉市山根六三七一六	鳥取市美萩野一丁目一八一 四	鳥取市湖山町東二丁目一〇三	鳥取市立川町二丁目二三七	鳥取市湖山町南一丁目六二三	鳥取市浜坂二丁目九一五	八頭郡那家町大字那家五九〇 一八	境港市上道町一八五五	米子市東町二四一	米子市富士見町二丁目三一	米子市皆生七七六一	米子市車尾二二四四一三
"	平成元年十一月七日	"	"	"	"	"	平成元年十一月十四日	平成元年十一月二十一日	"	"	平成元年十一月三十日	"

鳥取県告示第十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平本小児科医院	足立歯科	よるず医院	山整形外科医 院	岸田内科医院	堀内医院	田中医院	足立歯科医院	圓道歯科医院	木山齒科医院	辻齒科医院
倉吉市山根六三七一六	境港市明治町八	鳥取市美萩野一丁目一八一 四	鳥取市湖山町東二丁目一〇三	鳥取市立川町二丁目二三七	鳥取市湖山町南一丁目六二三	鳥取市浜坂二丁目九一五	境港市上道町一八五五	米子市東町二四一	米子市富士見町二丁目三一	米子市車尾二二四四一三
平成元年十月一日	平成元年十月二日	平成元年十月一日	"	"	平成元年十月十六日	平成元年十月一日	平成元年十月四日	平成元年十月二日	"	平成元年十月一日



近畿くみあい飼料株式会社本社工場	鳥取県経済農業協同組合連合会鳥取支所	くみあい養豚用配合飼料 ピクナイトBマッシュ	1.10	17.5	3.6	2.5	4.2	0.70	0.55																
		くみあい標準配合飼料 スパーハイリーT72	1.10	15.2	3.0	4.3	5.3	0.89	0.66																
堺港市山陰くみあい飼料株式会社	鳥取市湯所町二丁目143倉谷魚粉製造所	くみあい標準配合飼料 くみあい配合飼料	1.10	13.6	2.8	4.0	4.2	0.88	0.44																
		くみあい配合飼料 コーチオリー16フレック	1.10	16.4	3.1	4.9	6.5	1.13	0.83																
鳥取市湯所町二丁目143倉谷魚粉製造所	鳥取市叶字大向411-1 有限会社商業陸運	くみあい配合飼料 和牛繁殖運歴1号	1.11	17.0	2.1	6.1	6.9	0.95	0.80																
		60.0%魚粉	1.11	69.5	0.7		16.4	4.83	2.93																
倉敷市 中野飼料株式会社 社岡山工場	鳥取市湯所町二丁目143倉谷魚粉製造所	マル中印は乳期子豚育成 用配合飼料A	1.10	19.8	6.5	1.9	4.6	0.83	0.65																
		マル中印は乳期子豚育成 用配合飼料B	1.10	20.1	3.5	5.0	5.5	0.85	0.48																
福岡市 日本農産工業株式会社 社福岡工場	鳥取市湯所町二丁目143倉谷魚粉製造所	マル中印若令牛育成用配 合飼料	1.10	15.8	2.7	6.4	6.1	0.90	0.54																
		マル中印乳用牛飼育成用配 合飼料	1.11	13.0	2.3	14.1	6.0	0.65	0.41																
福岡市 中国飼料合資会社	鳥取市湯所町二丁目143倉谷魚粉製造所	マル中印若令牛育成用配 合飼料	1.11	30.6	16.8	10.8	5.8	0.57	0.62																
		マル中印乳用牛飼育成用配 合飼料	1.11	13.0	2.3	14.1	6.0	0.65	0.41																
福岡市 日本農産工業株式会社 社福岡工場	鳥取市湯所町二丁目143倉谷魚粉製造所	アルフアーテラス	1.11	30.6	16.8	10.8	5.8	0.57	0.62																
		アルフアーテラス	1.11	30.6	16.8	10.8	5.8	0.57	0.62																
福岡市 日本農産工業株式会社 社福岡工場	鳥取市湯所町二丁目143倉谷魚粉製造所	ノーサン印子豚人工乳前 期用配合飼料	1.10	23.7	2.6	0.5	5.8	1.04	0.75																
		ノーサン印子豚人工乳前 期用配合飼料	1.10	23.7	2.6	0.5	5.8	1.04	0.75																
福岡市 中国飼料合資会社	鳥取市湯所町二丁目143倉谷魚粉製造所	カネニ印混合飼料 二種混合	1.11	9.4	3.0	1.6	1.2	0.05	0.23																
		カネニ印混合飼料 二種混合	1.11	9.4	3.0	1.6	1.2	0.05	0.23																
神戸市 昭和産業株式会社 社神戸工場	鳥取市湯所町二丁目143倉谷魚粉製造所	マルニ印配合飼料 サゾンカ2号	1.10	14.5	3.9	3.9	5.4	0.80	0.47																
		マルニ印配合飼料 サゾンカ2号	1.10	14.5	3.9	3.9	5.4	0.80	0.47																

注 1 飼料の名称の欄中「●」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

カルシウム  
0.03%不足

鳥取県告示第二十号

平成元年十二月鳥取県告示第千四百四十九号（豚等の移入の禁止について）は、廃止する。

平成二年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十一号

赤碕町土地改良区が行う土地改良事業に係る上赤碕地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月十六日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十二号

国府町が行う土地改良事業に係る新井地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月十六日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十三号

国府町が行う土地改良事業に係る宇倍野地区第一工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月十六日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十四号

国府町が行う土地改良事業に係る木原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律

第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月十六日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十五号

郡家町が行う土地改良事業に係る上峰寺地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成二年一月十六日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所  
郡家町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十六号

泊村が行う土地改良事業に係る石脇地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し  
縦覧に供する期間

平成二年一月十六日から二十一日間

三 縦覧に供する場所  
泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、米子市上安曇三六八細田勝美ほか八人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業上安曇地区区画整理）を平成二年一月十一日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

平成二年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業（非補助事業岩神地区区画整理）を平成二年一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十九号

日南町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業日南（三田所団地）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成二年一月十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十条六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
岩美郡岩美町大字大谷字東町田濱二一八二の二五六から二一八二の二五八まで
  - 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
  - 三 解除の理由  
指定理由の消滅
- 鳥取県告示第三十一号
- 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があ



ったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）

二 作業地域 八頭郡八東町及び智頭町、西伯郡大山町並びに日野郡日南

町

三 終了年月日 平成元年十二月二十日

鳥取県告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画火葬場の決定に係る図書の写しの送付を受け、たので、同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成二年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公 告

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年

法律第217号）第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆう師試験を次のとおり実施する。

平成2年1月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
あん摩マッサージ指圧師試験	学科試験 平成2年2月15日（木） 午前9時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
	実地試験 平成2年2月16日（金） 午前9時から	鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館
はり師試験	学科試験 平成2年2月15日（木） 午前9時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
	実地試験 平成2年2月16日（金） 午前9時から	鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館
きゆう師試験	学科試験 平成2年2月16日（金） 午前9時から	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第28 会議室
	実地試験 平成2年2月16日（金） 学科試験終了後	鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館

<p>2 受験資格</p> <p>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項に規定する学校若しくは養成施設（以下「学校等」という。）を卒業し、又は学校等において、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師になるために必要な課程を修了した者</p> <p>3 試験科目</p> <p>(1) あん摩マッサージ指圧師試験</p> <p>学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）、 診察概論、臨床各論、あん摩マッサージ指圧理論及び医事法規</p> <p>実地試験 あん摩マッサージ指圧実技</p> <p>(2) はり師試験</p> <p>学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）、 診察概論、臨床各論、漢方概論、経穴概論、はり理論及び医事法規</p> <p>実地試験 はり実技</p> <p>(3) きゆう師試験</p> <p>学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）、 診察概論、臨床各論、漢方概論、経穴概論、きゆう理論及び医事法規</p> <p>実地試験 きゆう実技</p> <p>4 受験申込手続</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 受験願書（所定の様式によること。）</p>	<p>イ 履歴書（所定の様式によること。）</p> <p>ウ 学校等を卒業したことを証する書面（以下「卒業証明書」という。）又は学校等においてそれぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師となるのに必要な課程を修了したことを証する書面（以下「修了証明書」という。）。（平成2年3月に学校等を卒業し、又は学校等において必要な課程を修了する見込みの者においては、当該事項を証する書面（以下「見込証明書」という。）。）この場合において、平成2年3月31日（火）までに卒業証明書又は修了証明書を提出しないときは、見込証明書は無効とする。）</p> <p>エ 写真（出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）</p> <p>オ 同時にはり師試験及びきゆう師試験を受けようとする者において は、はり師試験及びきゆう師試験共通科目免除願書（所定の様式によること。）</p> <p>カ 既にはり師試験又はきゆう師試験に合格し、更にあん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験又はきゆう師試験を受けようとする者にあつては、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師試験既受験科目免除願書（所定の様式によること。）及びその合格証書の写し</p> <p>(2) 提出先</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課</p> <p>(3) 提出期間</p> <p>平成2年1月18日（木）から同月24日（水）まで（郵送の場合は、</p>
--	---

平成2年1月24日(水)までの消印があるものは、有効とする。) )

(4) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

5 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 11,000円

(2) (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を、受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

(1) 学科試験

受験票及び筆記用具(点字タイプライター、点字器等を含む。)

(2) 実地試験

手指消毒用具及びはり師試験にあっては臍箱(寸六臍管)、きゅう師試験にあっては灸転器

7 合格者の発表等

(1) 合格者は、平成2年3月6日(火)午後1時に、鳥取県庁本庁舎の一階掲示板にその受験番号を掲示して公表する。

(2) 合格者には、合格証書を交付する。

8 その他

(1) 学科試験は、筆記又は点字によるものとする。

(2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課(電話番号0857-26-7189)に問い合わせること。